

甲 第 229 号 議 案

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「、第3項並びに第4項」を「並びに第3項」に改める。

第24条第2項中「助成金の支給を行った場合にあつては」及び「、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合にあつては、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第26条の見出しを「（特例認定申請）」に改め、同条第1項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第2項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第27条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第29条第1項中「第54条第2項から第4項まで」を「第54条第2項及び第3項」に改める。

第30条第1項中「及び法第54条第2項から第4項まで」を「並びに法第54条第2項及び第3項」に改める。

第31条第1項中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 230 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	岡山市宇野コミュニティハウス	岡山市中区原尾島一丁目9番1号	宇野学区コミュニティ協議会	を
-----	----------------	-----------------	---------------	---

」

「

岡山市宇野コミュニティハウス	岡山市中区原尾島一丁目9番1号	宇野学区コミュニティ協議会	に改める。
岡山市灘崎コミュニティハウス	岡山市南区片岡1079番地	灘崎学区コミュニティ協議会	
岡山市迫川コミュニティハウス	岡山市南区迫川1088番地	迫川学区コミュニティ協議会	

」

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、第2条の2の規定に基づく岡山市灘崎コミュニティ

ィハウス及び岡山市迫川コミュニティハウスに係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山市灘崎コミュニティハウス及び岡山市迫川コミュニティハウスを設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 231 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

本則中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各
号」を「第13条第3項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定（「第13条
第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行す
る。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとする
ものである。

甲 第 232 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考5中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

支給認定区分：2号認定又は3号認定							
各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額 単位：円）					
		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上

A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分	非課税	4,000	3,500	3,500	4,000	3,500	3,500
C	(4月から8月までにあつては、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 均等割のみ課税	9,000	7,000	7,000	8,800	6,800	6,800
		2 所得割の額 10,800円未満	10,000	8,000	8,000	9,800	7,800	7,800
		3 所得割の額 10,800円以上 48,600円未満	12,000	10,000	10,000	11,700	9,800	9,800
		4 所得割の額 48,600円以上 57,700円未満	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700
		5 所得割の額 57,700円以上 65,000円未満	16,000	14,000	14,000	15,600	13,700	13,700
		6 所得割の額 65,000円以上 81,000円未満	20,000	18,000	18,000	19,500	17,600	17,600
		7 所得割の額 81,000円以上 97,000円未満	24,000	22,000	22,000	23,500	21,500	21,500

8	所得割の額 97,000円以上 121,000円未満	28,000	25,000	24,000	27,400	24,500	23,500
9	所得割の額 121,000円以上 145,000円未満	32,000	28,000	26,000	31,300	27,400	25,500
10	所得割の額 145,000円以上 169,000円未満	36,000	31,000	27,000	35,300	30,400	26,500
11	所得割の額 169,000円以上 199,000円未満	40,000	33,000	28,000	39,200	32,300	27,400
12	所得割の額 199,000円以上 229,000円未満	43,000	34,500	29,000	42,200	33,800	28,400
13	所得割の額 229,000円以上 301,000円未満	45,700	35,900	29,900	44,900	35,200	29,300
14	所得割の額 301,000円以上 397,000円未満	48,000	37,500	31,200	47,100	36,800	30,600
15	所得割の額 397,000円以上	55,700	37,500	31,200	54,700	36,800	30,600

別表第2備考3中「の所得割の額が57,700円未満の」を「がB階層及びC階層1からC階層4までに該当する」に改め、同表備考4中「の所得割の額が57,700円以上の」を「がC階層5からC階層15までに該当する」に改め、同表備考6中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は，平成29年4月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し，支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し，平成29年3月分までの支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については，なお従前の例による。

提案理由

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額を減額する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 233 号 議 案

岡山市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例の一部を改正する条例

岡山市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく市準則を定める条例（平成23年市条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による工場立地法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 234 号 議 案

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例

岡山市風致地区条例（平成21年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 235 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年11月28日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1有料自転車駐車場の表岡山駅東口高架下第1自転車駐車場の項の次に次のように加える。

駅元町北自転車駐車場

岡山市北区駅元町

別表第2岡山駅西口地下自転車駐車場の項中「岡山駅西口地下自転車駐車場」の次に「及び駅元町北自転車駐車場」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

駅元町北自転車駐車場を有料自転車駐車場として設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 278 号 議 案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定
について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を次のように制定
するものとする。

平成28年12月5日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処
遇等に関する法律（昭和62年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項及び
第7条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し
必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、岡山市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるも
のに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、
職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 外国の地方公共団体の機関
- (2) 外国政府の機関
- (3) 我が国が加盟している国際機関
- (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に掲げる機関に該当しないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則で定めるもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

(4) 岡山市職員の定年等に関する条例（昭和59年市条例第9号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例第4号）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員及び同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

（派遣期間の更新等）

第3条 派遣の期間は、前条第1項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、これを更新することができる。

2 任命権者は、3年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事委員会に協議しなければならない。

3 前項の規定は、派遣の期間を更新する場合において、派遣の期間が引き続き3年を超えることとなるとき及び引き続き3年を超えて派遣されている派遣職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。

（一般の派遣職員の給与）

第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。

3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

第5条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）第17条第1項及び第4項ただし書の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（派遣職員に関する岡山市職員退職手当支給条例の特例）

第6条 派遣職員に関する岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号。以下「退職手当条例」という。）第5条第1項又は第7条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

（派遣職員に対する旅費の支給）

第7条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第9号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与）

第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。この場合において、当該派遣職員に支給する給与の額は、一般の派遣職員の給与の額を考慮して定めるものとする。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、前項の派遣職員には給与を支給しない。

（報告）

第9条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の機関における勤務条件等について報告しなければならない。

2 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、職員の派遣の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

2 岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「場合」の次に「（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成28年市条例第 号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣される場合を除く。）」を加える。

(岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 岡山市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成28年市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成28年市条例第 号）

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による市町村立学校職員給与負担法等の一部改正に伴い、県費負担教職員の給与負担等が岡山県から移譲されるに当たり、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 279 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月5日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「307,800円」を「308,000円」に改め、同項第2号中「50,500円」を「50,600円」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第3医療職給料表ア医療職給料表（1）の表を次のように改める。

ア 医療職給料表（1）

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 職 以 外 の 員		円	円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	601,600
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	
	37	359,200	427,200	482,000	541,300	
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	
	41	368,500	435,100	489,100	547,400	
	42	369,900	436,900	490,900	548,800	
	43	371,400	438,600	492,700	550,200	
	44	372,800	440,400	494,500	551,500	
45	374,300	442,300	496,100	552,700		

46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		

	97		486,000			
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200	565,100

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の137.5を乗じて得た額」の次に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては，6月に支給する場合においては100分の102.5，12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）」を加え，同条第3項中「「100分の80」」の次に「と，「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と，「100分の117.5」とあるのは「100分の70」」を加える。

第19条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85（特定管理職員にあつては，100分の105）」に改め，同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40（特定管理職員にあつては，100分の50）」に改める。

別表第1行政職給料表の表中備考を備考1とし，その次に次のように加える。

- 2 新たに職員となつた者でこの表の適用を受けることとなつた職員（初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成21年市人事委員会規則第21号。以下「初任給規則」という。）第6条第1項の規定により決定された基準号給に対応する学歴免許の資格を超える資格又は経験年数を有する職員を除く。）の給料月額，この表の給料月額にかかわらず，次の表の左欄に掲げる初任給規則別表第7初任給基準表ア行政職給料表初任給基準表に定める初任給の職務の級及び号給に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級33号給	194,100
1級29号給	184,700
1級21号給	168,400
1級17号給	161,600
1級13号給	155,800
1級9号給	150,400

1 級 5 号 給	1 4 5, 2 0 0
-----------	--------------

別表第 2 教育職給料表ア教育職給料表（1）の表中備考を備考 1 とし，その次に次のように加える。

- 2 新たに職員となつた者でこの表の適用を受けることとなつた職員（初任給規則第 6 条第 1 項の規定により決定された基準号給に対応する学歴免許の資格を超える資格又は経験年数を有する職員を除く。）の給料月額は，この表の給料月額にかかわらず，次の表の左欄に掲げる初任給規則別表第 7 初任給基準表イ教育職給料表（1）初任給基準表に定める初任給の職務の級及び号給に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2 級 1 3 号 給	2 1 6, 5 0 0
2 級 1 号 給	1 9 6, 5 0 0
1 級 2 1 号 給	1 9 3, 1 0 0
1 級 9 号 給	1 6 6, 3 0 0

別表第 2 教育職給料表イ教育職給料表（2）の表中備考を備考 1 とし，その次に次のように加える。

- 2 新たに職員となつた者でこの表の適用を受けることとなつた職員（初任給規則第 6 条第 1 項の規定により決定された基準号給に対応する学歴免許の資格を超える資格又は経験年数を有する職員を除く。）の給料月額は，この表の給料月額にかかわらず，次の表の左欄に掲げる初任給規則別表第 7 初任給基準表ウ教育職給料表（2）初任給基準表に定める初任給の職務の級及び号給に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2 級 2 5 号 給	2 1 2, 3 0 0
2 級 1 3 号 給	1 9 2, 6 0 0
2 級 1 号 給	1 6 5, 2 0 0

1 級 2 1 号給	1 8 9, 3 0 0
1 級 9 号給	1 6 3, 0 0 0

別表第 2 教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表の表中備考を備考 1 とし、その次に次のように加える。

- 2 新たに職員となつた者でこの表の適用を受けることとなつた職員（初任給規則第 6 条第 1 項の規定により決定された基準号給に対応する学歴免許の資格を超える資格又は経験年数を有する職員を除く。）の給料月額は、この表の給料月額にかかわらず、次の表の左欄に掲げる初任給規則別表第 7 初任給基準表エ保育幼児教育職給料表初任給基準表に定める初任給の職務の級及び号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1 級 2 9 号給	1 8 9, 1 0 0
1 級 1 7 号給	1 6 2, 1 0 0

別表第 3 医療職給料表イ医療職給料表（2）の表中備考を備考 1 とし、その次に次のように加える。

- 2 新たに職員となつた者でこの表の適用を受けることとなつた職員（初任給規則第 6 条第 1 項の規定により決定された基準号給に対応する学歴免許の資格を超える資格又は経験年数を有する職員を除く。）の給料月額は、この表の給料月額にかかわらず、次の表の左欄に掲げる初任給規則別表第 7 初任給基準表カ医療職給料表（2）初任給基準表に定める初任給の職務の級及び号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2 級 1 9 号給	2 0 9, 8 0 0
2 級 7 号給	1 9 1, 2 0 0
1 級 2 3 号給	1 8 1, 5 0 0
1 級 1 9 号給	1 7 4, 9 0 0

1 級 1 5 号 給	1 6 7, 4 0 0
1 級 1 1 号 給	1 6 0, 3 0 0
1 級 7 号 給	1 5 3, 5 0 0

別表第 3 医療職給料表ウ医療職給料表（3）の表中備考を備考 1 とし、その次に次のように加える。

- 2 新たに職員となつた者でこの表の適用を受けることとなつた職員（初任給規則第 6 条第 1 項の規定により決定された基準号給に対応する学歴免許の資格を超える資格又は経験年数を有する職員を除く。）の給料月額は、この表の給料月額にかかわらず、次の表の左欄に掲げる初任給規則別表第 7 初任給基準表キ医療職給料表（3）初任給基準表に定める初任給の職務の級及び号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2 級 9 号 給	2 0 2, 0 0 0
1 級 2 1 号 給	1 9 2, 0 0 0
1 級 1 7 号 給	1 8 3, 7 0 0
1 級 1 号 給	1 5 7, 9 0 0

（市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 市長、副市長等の給与に関する条例（昭和 2 6 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「1 0 0 分の 2 1 7. 5」を「1 0 0 分の 2 2 7. 5」に改める。

第 4 条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「1 0 0 分の 2 0 2. 5」を「1 0 0 分の 2 0 7. 5」に、「1 0 0 分の 2 2 7. 5」を「1 0 0 分の 2 2 2. 5」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第 5 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 1 7. 5」を「1 0 0 分の 2 2 7. 5」に改める。

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第7条 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

第10条第5項中「,その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「,その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附則第6項中「36年以上」を「35年を超え」に改める。

附則第7項中「36年」を「35年」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条並びに附則第4項及び第9項から第11項までの規定 平成29年1月1日

(2) 第2条、第4条及び第6条並びに附則第6項及び第7項の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第19条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の市長、副市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

4 第7条の規定による改正後の岡山市職員退職手当支給条例（以下「平成29年退職手当条例」という。）第6条の4第1項第4号から第7号までの規定は、平成28年4月1日から適用する。

5 附則第10項及び第11項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置等)

6 特定管理職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものをいう。以下同じ。）については、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成33年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「平成29年給与条例」という。）第18条第2項の規定は、適用しない。

7 特定管理職員に関する平成29年給与条例第19条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、施行日から平成33年3月31日までの間は、第19条第2項第1号中「100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」とあるのは、「100分の85」と、同項第2号中「100分の40（特定管理職員にあつては、1

00分の50)」とあるのは、「100分の40」とする。

- 8 改正後の給与条例，改正後の市長等の給与条例及び改正後の議員の議員報酬等条例（以下「改正後の3条例」という。）の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例，第3条の規定による改正前の市長，副市長等の給与に関する条例及び第5条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び議員の期末手当は，改正後の3条例の規定による給与及び議員の期末手当の内払とみなす。
- 9 本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項に規定する教職員（以下「教職員」という。）を除き，附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から平成33年3月31日までの間は，平成29年退職手当条例第6条の4第1項第1号から第3号までの規定は，適用しない。
- 10 職員が新制度適用職員（職員であって，その者が平成28年4月1日（以下「切替日」という。）以後に退職することにより平成29年退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることとなるもの（教職員を除く。）をいう。以下同じ。）のうち，岡山市職員退職手当支給条例第8条の2の規定による退職手当の支給を受ける者として退職した場合において，その者が平成28年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし，かつ，その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成26年市条例第150号）附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「平成26年退手附則第4項の額」という。）が岡山市職員退職手当支給条例第8条の2の規定による退職手当の額よりも多いときは，切替日から平成33年3月31日までの間においては，その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。ただし，平成26年退手附則第4項の額を計算する場合には，岡山市職員退職手当支給条例第5条の3の規定は，適用しない。
- 11 前項で規定するもののほか，新制度適用職員が平成28年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし，かつ，その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として岡山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(平成26年市条例第150号) 附則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「平成26年退手附則第5項の額」という。)が、岡山市職員退職手当支給条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項、第5項及び第6項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、切替日から平成33年3月31日までの間においては、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。ただし、平成26年退手附則第5項の額を計算する場合においては、岡山市職員退職手当支給条例第5条の3の規定は、適用しない。

(委任)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案理由

人事委員会勧告等に伴い、職員の給与改定等を実施するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 280 号 議 案

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月5日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

12 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間においては、本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第3項に規定する学校栄養職員及び事務職員(臨時に雇い入れる者を含む。)の給与については、給与の支給日、給与からの控除、昇給の基準、復職時における号給の調整及び退職手当を除き、岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和31年岡山県条例第65号)の適用を受ける職員の例による。

(岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例(昭和27年市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

- 9 平成２９年４月１日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和３１年岡山県条例第６５号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２６年法律第５１号）第５条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）の改正に伴い、引き続き岡山市職員の給与に関する条例（昭和２６年市条例第５号）又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成２８年市条例第 号）の適用を受けることとなったもののうち、職員の分限に関する条例（昭和４６年岡山県条例第１１号）の規定に基づき休職を命ぜられた職員は、この条例の相当規定により休職を命ぜられたものとみなし、その期間は通算する。

（岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

- 第３条 岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和２７年市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第４条第１項中「１月」を「１日」に改める。

附則に次の１項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

- 4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２６年法律第５１号。以下「整備法」という。）附則第３条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる懲戒処分に係る職員（平成２９年４月１日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和３１年岡山県条例第６５号）の適用を受けていた職員で、整備法第５条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）の改正に伴い、引き続き岡山市職員の給与に関する条例（昭和２６年市条例第５号）又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成２８年市条例第 号）の適用を受けることとなったものをいう。）の減給については、岡山市職員の給与に関する条例又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の規定により支給する給料及びこれに対する地域手当の合計額に基づき行うものとする。

(岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

5 第9条第1項第3号の岡山市以外の地方公共団体の職員には、岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受ける職員を含むものとする。

6 平成29年4月1日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続き岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第 号）の適用を受けることとなったものに係る職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡山県条例第58号）の規定に基づき承認された病気休暇、特別休暇及び介護休暇については、この条例の相当規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

(3) 一般財団法人岡山県教育職員互助組合貸付金の償還金

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 平成29年4月1日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自

立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続き給与条例又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第 号）の適用を受けることとなったものに係る職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）の規定に基づき承認された部分休業については、この条例の相当規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。

（岡山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第7条 岡山市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 平成29年4月1日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、引き続き岡山市職員の給与に関する条例又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第 号）の適用を受けることとなったものに係る職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岡山県条例第5号）の規定に基づき承認された修学部分休業については、この条例の相当規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。

（岡山市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

第8条 岡山市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 平成29年4月1日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律

第135号)の改正に伴い、引き続き岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例(平成28年市条例第 号)の適用を受けることとなったものに係る職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岡山県条例第51号)の規定に基づき承認された自己啓発等休業については、この条例の相当規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。

(岡山市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第9条 岡山市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年市条例第151号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成29年4月1日の前日において岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和31年岡山県条例第65号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続き岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)又は岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例(平成28年市条例第 号)の適用を受けることとなったものに係る職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年岡山県条例第56号)の規定に基づき承認された配偶者同行休業については、この条例の相当規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の事案に係る停職の処分について適用し、同日前の事案に係る停職の処分については、なお従前の例による。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による市町村立学校職員給与負担法等の一部改正に伴い、県費負担教職員の給与負担等が岡山県から移譲されるに当たり、関係条例の整備を行う等のため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 281 号 議 案

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の制定について

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月5日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例
(趣旨等)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び第2項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、教育職員の給与その他の勤務条件に関する事項を定めるものとする。

2 教育職員の給与その他の勤務条件については、この条例に定めるもののほか、岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）をいう。

(給料表)

第3条 教育職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(等級別基準職務表)

第4条 教育職員の地方公務員法第25条第3項第2号に規定する等級別基準職務表は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、当該同表に掲げる職務の等級に分類されるものとする。

(給料の調整額)

第5条 教育委員会は、給料(給与条例第2条の給料をいう。以下同じ。)の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、給料の月額を調整することができる。

2 前項の規定による給料の月額の調整額は、調整前における給料の月額の100分の25を超えてはならない。

(教職調整額の支給等)

第6条 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。第3項並びに第8条及び第10条において同じ。)には、その者の給料の月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

3 教育職員については、給与条例第11条及び第12条第2項の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第7条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 給与条例(第6条の2、第17条、第18条及び第19条の規定に限る。)

(2) 岡山市職員退職手当支給条例(昭和61年市条例第52号)

(3) 岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年市条例第5号)

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成28年市条例第 号)

(5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年市条例第10号)

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第8条 教育職員については、正規の勤務時間（岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）第2条及び第3条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第12条第3項に規定する休日等をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含む。以下同じ。）を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議（教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(義務教育等教員特別手当)

第9条 教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員にあつては、職務の級）に応じて、教育委員会規則で定める。

3 義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教員特殊業務手当)

第10条 教育職員のうち、別表第3の左欄に掲げる職員には、特殊勤務手当として、教員特殊業務手当を支給する。

2 教員特殊業務手当の額は、別表第3の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(教育業務連絡指導手当)

第11条 教育職員（指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭に限る。以下この項におい

て同じ。)のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第44条第1項、第45条第1項、第47条(これらの規定を第79条において準用する場合を含む。)、第70条第1項及び第71条第1項の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会規則で定めるものの職務を担当する教育職員が、当該担当に係る業務に従事したときは、特殊勤務手当として、教育業務連絡指導手当を支給する。

2 教育業務連絡指導手当の額は、勤務1日につき200円とする。

(多学年学級担当手当)

第12条 教育職員のうち、2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で教育委員会規則で定めるものが、当該学級における授業又は指導に従事したときは、特殊勤務手当として、多学年学級担当手当を支給する。

2 多学年学級担当手当の額は、勤務1日につき350円以内で教育委員会規則で定める額とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(人事委員会との協議)

第14条 教育委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会と協議しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間においては、教育職員の給与については、給与の支給日、給与からの控除、昇給の基準、復職時における号給の調整及び退職手当を除き、岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和31年岡山県条例第65号)の適用を受ける職員の例による。

別表第1(第3条関係)

教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
1	161,100	177,200	266,700	295,700	412,600	
2	162,600	179,300	269,200	298,300	414,100	
3	164,100	181,400	271,500	301,200	415,600	
4	165,600	183,600	273,800	303,700	417,100	
5	167,400	185,700	276,400	306,200	418,500	
6	169,300	187,900	278,800	308,600	419,900	
7	171,100	190,100	281,000	310,900	421,400	
8	172,900	192,300	283,200	313,300	423,000	
9	174,700	194,700	285,500	315,700	424,400	
10	176,800	197,500	287,800	318,300	425,800	
11	178,900	200,300	290,200	321,000	427,200	
12	180,900	203,000	292,400	323,900	428,500	
13	182,900	205,900	294,800	326,400	429,800	
14	185,100	207,600	296,900	328,400	431,200	
15	187,400	209,300	298,800	330,400	432,600	
16	189,700	211,000	300,800	332,700	434,000	
17	192,000	212,900	303,000	334,900	435,200	
18	194,600	214,600	305,500	337,100	436,500	
19	197,100	216,300	308,000	339,400	437,700	
20	199,700	217,900	310,700	341,500	439,000	
21	202,200	219,600	313,000	343,800	440,100	
22	203,900	221,500	315,600	346,000	441,300	
23	205,600	223,300	317,900	348,300	442,600	
24	207,300	225,100	320,600	350,600	443,900	

25	208,900	226,800	323,200	352,500	445,200
26	210,500	228,800	325,500	354,300	446,400
27	212,100	230,800	327,900	356,200	447,400
28	213,600	232,800	330,100	358,100	448,500
29	215,100	234,600	332,400	359,900	449,700
30	216,800	237,300	334,400	361,700	450,500
31	218,400	240,000	336,600	363,400	451,300
32	220,100	242,700	338,800	365,300	452,200
33	221,600	245,400	340,800	366,900	453,100
34	223,300	248,300	342,900	368,600	453,600
35	224,900	251,100	345,000	370,300	454,100
36	226,500	253,800	347,000	372,100	454,600
37	228,000	256,400	349,000	374,000	455,100
38	229,700	259,000	350,900	375,500	
39	231,400	261,500	352,900	377,000	
40	233,100	263,800	354,800	378,600	
41	234,800	266,500	356,600	379,800	
42	236,600	268,900	358,400	381,200	
43	238,400	271,100	360,200	382,600	
44	240,100	273,300	361,900	384,100	
45	241,800	275,500	363,700	385,600	
46	243,400	277,700	365,400	387,200	
47	244,900	279,900	366,900	388,800	
48	246,300	281,900	368,500	390,300	
49	247,700	284,200	369,800	391,700	

50	249,100	286,200	371,300	393,200
51	250,600	288,100	372,900	394,700
52	251,800	290,100	374,500	396,100
53	252,900	291,900	376,000	397,300
54	254,300	294,300	377,500	398,600
55	255,500	296,600	379,000	399,700
56	256,700	299,100	380,500	400,800
57	257,900	301,200	382,000	402,200
58	259,100	303,700	383,400	403,400
59	260,200	306,000	384,800	404,600
60	261,400	308,700	386,100	405,900
61	262,800	311,100	387,000	407,100
62	264,000	313,500	388,200	408,100
63	265,200	316,000	389,400	409,500
64	266,100	318,300	390,500	410,800
65	267,100	320,600	391,400	412,000
66	268,500	322,800	392,600	413,100
67	269,900	324,900	393,600	414,300
68	271,400	327,100	394,700	415,400
69	273,000	329,300	395,900	416,400
70	274,500	331,400	396,900	417,600
71	276,000	333,600	398,000	418,800
72	277,400	335,600	399,200	420,000
73	278,500	337,700	400,200	420,600
74	279,700	339,800	401,300	421,400

75	281,000	342,000	402,400	422,100
76	282,200	344,200	403,500	422,600
77	283,600	346,000	404,400	422,900
78	284,700	347,900	405,300	423,300
79	285,900	349,800	406,300	423,700
80	287,100	351,600	407,300	424,100
81	288,300	353,400	408,100	424,400
82	289,200	355,200	408,900	424,800
83	290,400	356,800	409,600	425,200
84	291,600	358,600	410,400	425,500
85	292,600	359,900	411,100	425,800
86	293,500	361,500	411,900	426,200
87	294,400	363,000	412,600	426,600
88	295,400	364,500	413,300	426,900
89	296,500	365,900	413,900	427,200
90	297,400	367,200	414,600	427,500
91	298,300	368,600	415,100	427,800
92	299,200	370,000	415,800	428,000
93	299,600	371,500	416,200	428,200
94	300,300	372,800	416,600	
95	301,000	374,100	416,900	
96	301,800	375,300	417,200	
97	302,600	376,300	417,500	
98	303,400	377,300	417,800	
99	304,200	378,300	418,100	

100	304,900	379,300	418,300
101	305,800	380,200	418,500
102	306,300	381,200	418,800
103	306,800	382,200	419,100
104	307,300	383,200	419,300
105	307,500	384,000	419,500
106	307,900	384,900	419,800
107	308,200	385,800	420,100
108	308,400	386,800	420,300
109	308,600	387,600	420,500
110	308,800	388,600	
111	309,100	389,600	
112	309,400	390,600	
113	309,600	391,200	
114	309,800	392,100	
115	310,000	393,000	
116	310,300	393,900	
117	310,600	394,700	
118	310,900	395,400	
119	311,200	396,200	
120	311,500	397,000	
121	311,600	397,600	
122	311,800	398,400	
123	312,100	399,100	
124	312,400	399,800	

125	312,600	400,400
126		401,100
127		401,600
128		402,200
129		402,900
130		403,500
131		404,000
132		404,500
133		404,800
134		405,100
135		405,400
136		405,700
137		406,000
138		406,300
139		406,600
140		406,900
141		407,200
142		407,500
143		407,800
144		408,100
145		408,300
146		408,600
147		408,900
148		409,100
149		409,300

	150		409,600			
	151		409,900			
	152		410,100			
	153		410,300			
	154		410,600			
	155		410,900			
	156		411,100			
	157		411,300			
再任用職員		230,200	277,000	304,000	330,300	411,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（3） 等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	助教諭，養護助教諭又は講師の職務
2級	教諭，養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	副校長又は教頭の職務
4級	校長の職務

別表第3（第10条関係）

教員特殊業務手当の支給を受ける者の範囲	教員特殊業務手当の額
学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した職員	非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、1日につき 8,000円

	<p>ただし，被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に，心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合は，1日につき 16,000円</p>
	<p>児童又は生徒の負傷，疾病等に伴う救急の業務に従事した場合は，1日につき 7,500円</p>
	<p>児童又は生徒に対する緊急の補導業務に，岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例第3条第1項に規定する週休日若しくは同条例第6条第1項の規定による休日（同条例第7条第1項の規定により代休日を指定されて，当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては，当該休日に代わる代休日）（以下「週休日等」という。）以外の日により6時間以上又は週休日等に8時間以上従事した場合は，1日につき 7,500円</p> <p>週休日等以外の日により3時間以上6時間未満又は週休日等に4時間以上8時間未満従事した場合は，1日につき 3,750円</p>
<p>修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し，かつ，実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴う業務に従事した職員</p>	<p>1日 4,250円</p>

教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴う業務又は週休日等に行う業務に従事した職員	1日 4,250円
学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は正規の勤務時間が3時間30分から4時間15分である日に行う業務に従事した職員	4時間程度従事した場合は、1日につき3,000円 2時間程度従事した場合は、1日につき1,500円
入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は正規の勤務時間が3時間30分から4時間15分である日に行う業務に従事した職員	1日 2,250円

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による市町村立学校職員給与負担法等の一部改正に伴い、県費負担教職員の給与負担等が岡山県から移譲されるに当たり、岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与その他の勤務条件を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 284 号 議 案

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例及び岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例及び岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月14日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例及び岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち，当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え，同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条第4項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め，「子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限

る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を加え、「要介護者の」を「第12条第1項に規定する要介護者の」に改める。

第5条の2第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第12条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第8条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項中「職員は、」の次に「要介護者(」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「するため」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、「認められる」を「認める」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、規則の定めるところにより、任命権者の承認を得て介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、岡山市職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第2条 岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 岡山市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年市条例第49号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、

その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること
又は特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当

該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和36年市規則第43号）別表第4第8号に規定する特別休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第

3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「特別休暇を承認されている職員」を「特別休暇（以下「育児時間」という。）又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第4条 岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1

項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第12条第1項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第12条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、養育する子の範囲を拡大する等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。